

堤根余熱利用市民施設整備事業設計・解体建設モニタリング支援等業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領

1 目的

堤根余熱利用市民施設整備事業に関する設計・解体建設モニタリング支援等業務委託の業者選定を行うにあたり、必要な事項を定めます。

2 事業概要

(1) 業務委託件名

堤根余熱利用市民施設整備事業設計・解体建設モニタリング支援等業務委託

(2) 業務委託内容等

本業務は、堤根余熱利用市民施設整備事業（以下「本事業」という。）について、民間活用手法を導入して実施するにあたり、高度な専門知識とノウハウを有するコンサルタントをアドバイザーとし、その支援を受けることにより、整備事業の円滑な推進を図ることを目的として実施するものです。

詳細については、別途仕様書に定める事項を参照してください。

豊富な経験を有する事業者から意欲的で創意工夫のある企画提案を受け、その専門的能力を積極的に活用することを目的として、事業者を募集します。

(3) 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地ほか

(4) 履行期間

契約日から令和11年3月30日まで

3 参加者の資格要件

次の条件(1)から(5)をすべて満たしていることを、確認してください。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和6年10月4日までに令和7・8年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」かつ種目「施工計画、施工設備及び積算部門」で登録が予定されている者（ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。）
- (4) 過去10年間官公庁において、建設コンサルタント業務の受注実績を有すること。
- (5) 本事業における落札者グループの代表企業、構成員、協力企業、落札者グループが設立した特別目的会社ではないこと。また、落札者グループの関係者^{※1}と資本関係^{※2}又は人的関係^{※3}がなく、本事業に関するいかなる契約も落札者グループの関係者^{※1}と取り交わしていないこと。

※1 落札者グループの関係者とは

・オールフラッツつつみね株式会社

- ・ユニ・アジアキャピタルジャパン株式会社
- ・露木建設株式会社
- ・静岡ビル保善株式会社
- ・株式会社ショウエイ
- ・スポーツインテリジェンス株式会社
- ・株式会社環境デザイン研究所

※2 資本関係とは

親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による。）と子会社（会社法第 2 条第 3 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による。）の関係にある場合をいう。

※3 人的関係とは

- ・一方の会社の代表権を持つ役員が他方の会社の代表権を持つ役員を現に兼ねている場合をいう。
- ・一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合をいう。
- ・令和 7・8 年度川崎市入札参加資格者名簿に登録が予定されている者で、一方の会社の契約締結権者が、他方の会社の契約締結権者を兼ねている場合をいう。

4 業務規模概算額（上限額）

総額 46,850,100 円（消費税相当額含む）

初年度（令和 7 年度）	14,256,000 円（消費税相当額含む）
2 年度（令和 8 年度）	13,519,000 円（消費税相当額含む）
3 年度（令和 9 年度）	10,257,500 円（消費税相当額含む）
4 年度（令和 10 年度）	8,817,600 円（消費税相当額含む）

5 スケジュール一覧

日 程	項 目
令和 7 年 2 月 10 日（月）	プロポーザル実施要領・仕様書等の公表
令和 7 年 2 月 18 日（火）正午まで	参加意向申出書の提出期限
令和 7 年 2 月 20 日（木）	提案資格確認結果通知書の交付
令和 7 年 2 月 20 日（木）から 令和 7 年 2 月 26 日（水）正午まで	質問の受付期間
令和 7 年 3 月 4 日（火）	質問書の回答
令和 7 年 2 月 20 日（木）から 令和 7 年 3 月 17 日（月）正午まで	企画提案書の受付 提案書提出辞退書の受付

令和 7 年 3 月（予定）	提案内容のヒアリング 企画提案書評価委員会の審査
令和 7 年 3 月（予定）	選定結果の公表
令和 7 年 4 月（予定）	契約締結

6 プロポーザル実施要領・仕様書等の公表

(1) 公表方法

実施公表については、環境局施設部施設建設課の所管する Web ページ及び「入札情報かわさき」へリンク掲載が行われます。

(2) 公表期間

令和 7 年 2 月 1 0 日（月）から令和 7 年 2 月 1 8 日（火）正午まで

7 参加意向申出書等の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、次の(1)に記載している期限までに、参加意向申出書（様式 1）に、類似の契約実績を証する書類（上記 3 (4)に記載している事項を確認するため）を 1 部添付し、持参にて提出してください。また、本委託における資本面・人事面に関連がないことの誓約書（様式 6）を持参にて 1 部提出してください。

(1) 受付期間

令和 7 年 2 月 1 8 日（火）正午まで

(2) 提出場所

川崎市環境局施設部施設建設課 北村、水野

川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市役所本庁舎 2 0 階

8 提案資格確認結果の通知

プロポーザル参加意向申出書を提出した者には、当該業務委託の提案資格の有無について確認を行った後、提案資格確認結果通知書、質問書（様式 2）、提案書提出辞退書（様式 5）、企画提案申請書（様式 3）、参考内訳書等を交付します。

(1) 交付日

令和 7 年 2 月 2 0 日（木）

(2) 交付方法

川崎市競争入札参加資格審査申請時に登録している電子メールアドレスあて送付

9 質問の受付及び市からの回答

実施要領及び仕様書の内容等に関する質問を、次の(1)に記載している期限まで受け付けます。質問書（様式 2）により、川崎市環境局施設部施設建設課まで電子メールで送付してください。（電話、FAX による質問には回答しません。）

(1) 受付期間

令和7年2月20日（木）から令和7年2月26日（水）正午まで

(2) 回答日

令和7年3月4日（火）

(3) 回答方法

参加意向申出書を提出した者に対して、川崎市競争入札参加資格審査申請時に登録している電子メールアドレスあて送付

10 企画提案書等一式の受付

企画提案書等一式を、次の(1)に記載している期限まで受け付けます。持参にて、川崎市環境局施設部施設建設課に提出してください。

(1) 受付期間

令和7年3月17日（月）正午まで

(2) 提出書類（企画提案書等一式）

ア 企画提案申請書（様式3）：正…1部 副…1部

イ 団体の概要（様式4）：正…1部 副1部

ウ 業務実施体制、担当者の経験等（任意帳票）：正…1部 副…1部

エ 企画提案書（任意帳票、上限A4 10枚）：正…1部 副…10部

オ 見積書（任意帳票）：正…1部 副…10部

カ 上記書類のデータを入れたCD-R：1枚

※企画提案書の上限10枚は用紙の枚数です。両面印刷20ページとすることも可能です。

※企画提案書の副本（10部）及び見積書の副本10部については、団体名が分からないように提出してください。

(3) 記載事項

企画提案書（任意帳票）には、取組姿勢、企画提案内容、実施体制、経験・ノウハウ、特定テーマについて、必ず記載してください。また、後述する提案内容の評価基準を参考に作成してください。

なお、特定テーマについては、次のとおりです。

特定テーマ1： 令和11年4月開業という時間的制約がある中で、要求水準及び事業者提案内容を確実に履行させるための効率的・効果的な取り組みについてご提案ください。
特別目的会社（以下「SPC」という。）から提出される書類確認や解体・建設工事における現場立ち会い等を漏れなく行うための手法、考え方、体制等をご提案ください。

特定テーマ2： 事業契約や要求水準等に関する疑義、仕様・設計その他の変更及び不測の事態（事業契約に定めのない事項について市と特別目的会社「SPC」の間で疑義等生じた場合など）が生じた場合のコスト管理及び早期に解決を図るための方策についてご提案ください。

特定テーマ3： その他、業務実施にあたり想定される課題とその解決方法及び、業務を適切に実施するための方策、支援、工夫等について過去の経験等を踏まえてご提案ください。

11 提案書提出辞退書の受付

提案書提出を辞退する場合は、次の(1)に記載している期限までに、提案書提出辞退書（様式5）により、持参にて、川崎市環境局施設部施設建設課に提出してください。

(1) 受付期間

令和7年3月17日（月）正午まで

(2) 提出場所

川崎市環境局施設部施設建設課

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎20階

12 提案内容のヒアリング及び企画提案書評価委員会

提案内容のヒアリング及び審査のため、川崎市環境局内に企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設け、企画提案内容をプレゼンテーションしていただきます。評価委員会の委員が審査をした後、参加者の中から最優秀者（団体）及び次点者（団体）を選定します。

選定後、最優秀者（団体）との協議を行い契約締結となりますが、最優秀者（団体）との協議が不調となった場合には、次点者（団体）を随意契約の相手方とします。

(1) 開催日

令和7年3月 【予定】

(2) 開催場所

川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎18階第6会議室【予定】

(3) 内容

評価委員会では、事前に提出されている企画提案書(任意帳票)を委員に配布してありますので、持ち時間20分でプレゼンテーションを行っていただき、その後、評価委員会委員により20分間の質疑応答を実施いたします。

(4) 会議の公開

評価委員会は、川崎市審議会等の公開に関する条例（平成11年3月19日第2号）第5条第3号に基づき、非公開とします。

(5) 注意点

ア 評価委員会の会場には、インターネット環境はありません。

イ 当日、資料等を追加することはできません。

ウ 1団体あたりの出席は、5名以内としてください。

エ 技術提案書等の説明は、特段の事情がない限り、予定技術者（主として主任技術者）が説明してください。

13 提案内容の評価基準

評価委員会では、次の評価項目と評価基準に沿って点数付けを行います。各委員は、各団体からのプレゼンテーション及び質疑応答を経て、採点を行います。

(1) 基準点

基準点は、満点の6割以上とし、基準点を超えた団体について適正と判断します。

(2) 最高評価点が同点となった場合の措置

採点の結果、最も高い総合点を獲得した団体が複数（同点）の場合は、次の順で選定するものとします。

ア 評価項目C及びDの合計点が最も高い提案（団体）を選定する。

イ アで選定されない場合、評価項目A及びBの合計点が最も高い提案（団体）を選定する。

なお、上記により選定が難しい場合は、評価委員会委員の協議により順位を決定することとします。

評価項目		評価基準	
A	業務体制【書類審査】	①	業務を実施するスタッフ体制が確保されているか
B	取組姿勢	①	業務の基本的な考え方を理解した上で提案がなされているか
		②	ヒアリングにおいて、業務の理解度、意欲などが高いか
		③	質問に対する応答が迅速かつ明確であるか
C	提案内容	①	本委託業務のスケジュールを遵守するための具体的な方策が提案されているか。
		②	提案全体を通して工夫・具体性があるか
D	特定テーマに対する提案【ヒアリング】	①	特定テーマ1について提案が的確であり、実現性があるか
		②	特定テーマ2について提案が的確であり、実現性があるか
		③	特定テーマ3について提案が的確であり、実現性があるか
E	見積	①	提案内容と見積額とのバランスは取れているか。

14 選定結果等の通知及び公表

提案内容のヒアリング及び評価委員会に参加する全ての参加者（団体）に対して、次のとおり選定結果を通知するとともに、環境局施設部施設建設課が所管するWebページに公表します。

(1) 通知及び公表日

令和7年3月【予定】

(2) 各団体への通知方法

川崎市競争入札参加資格審査申請時に登録している電子メールアドレスあて送付

15 契約の手続等

評価委員会で選定した受託予定者に対して、本業務に関する仕様書の細部や契約金額等について協議を行い、協議が成立した場合には、随意契約として契約を締結します。この場合において、改めて見積書等の提出を求めることとなります。

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除とします。

イ 上記ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

作成するものとします。

16 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語：日本語

イ 通貨：日本国通貨（円）

(2) 提出書類の取扱い

ア 各団体から提出された書類等は、今回の評価・選定以外に提出者に無断で使用することはありません。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

ウ 提出書類の作成及び提出に関する一切の費用は、提案者（団体）の負担とします。

エ 提出書類の受領後、本市が必要であると判断した場合には、補足資料を求めることがあります。

オ 提出書類は、あくまでも本業務実施にあたっての知識、経験、熱意等を確認するために使用します。提出書類に記載されている内容は尊重しますが、そこに盛り込まれた提案の全てが契約に反映されるとは限りません。

カ 提出書類は、個人情報のほか、川崎市情報公開条例（平成13年3月29日条例第1号）第8条各号に掲げるものを除き、情報公開の対象となります。

(3) 無効及び失格となる提案者（団体）について

ア 提案書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

イ 提出書類の内容に虚偽の記載がある場合

ウ 仕様書に適していない場合

エ 提出書類の提出後に、参加者の資格要件を満たさなくなった場合

オ 提案内容のヒアリング及び評価委員会に参加しなかった場合

(4) 当該落札（又は、受託予定者決定）の効果について

川崎市議会定例会における、本調達に係る予算等の議決（令和7年3月頃）を要します。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口

所管課：川崎市環境局施設部施設建設課（担当：北村、水野）

所在地：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎20階

電話：044-200-2554

メール：30siseke@city.kawasaki.jp